

委託業務仕様書

1. 業務目的

本業務は、徳島県防災計画に基づき南海トラフ巨大地震や中央構造線活断層地震等の地震津波被害を想定した徳島県企業局工業用水道事前復興マニュアル（案）を策定することを目的とする。

2. 業務概要

1) 計画準備

本業務の実施に先立ち、業務計画書を提出する。

2) 関係資料の資料収集・整理

復興まちづくりのための事前準備ガイドライン（国土交通省）

徳島県業務継続計画（BCP）

徳島県企業BCP認定制度

徳島県企業局事業継続計画

工業用水道管路事故時の対応マニュアル

徳島県地域防災計画

徳島県水防計画

徳島県国土強靱化地域計画

那賀川事前防災行動計画 等

3) 課題抽出・検討

関係資料や他県の事例、関係機関の意見などから事前防災の課題を抽出し、対応策の提案を行う。

4) 意見交換会の資料作成

- ・関係各課などを対象としたタスクフォースを3回開催予定
- ・タスクフォースに基づき、課題及び意見の集約・整理を行う

5) 意見交換会資料作成

- ・事務局から発災時・発災後の復興マニュアルについて説明を行うための資料を作成
- ・関係機関（企業ユーザーや協定団体）へ向けての調査アンケートの作成

6) 徳島県企業局工業用水道事前復興マニュアル（案）の作成

- ・発災後のタイムライン作成
- ・緊急時対応フローチャート
- ・復興基本方針の策定
- ・事前復興準備の必要性
- ・復興に当たっての課題の把握
- ・課題解決に向けた方針
- ・必要人員、資機材の算出
- ・災害情報の収集方法、共有方法、通信手段の検討
- ・災害時の各機関への手続きマニュアル作成
- ・直接取水及び農水管接続などの手順書の作成
- ・浄水場の各防水扉開閉手順書の作成
- ・訓練計画（案）の作成
- ・前線復旧拠点活用方針（案）作成（防災備蓄倉庫含む）

7) その他

上記に定めない事項やこれによりがたい場合は、監督員との協議により決定する。

8) 打ち合わせ協議

業務着手時、中間時（4回）、納品時の計6回を予定する。

委託業務特記仕様書（令和元年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第4条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
 - （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
 - （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。